

尾張旭市バスロケーションシステム導入業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市バスロケーションシステム導入業務を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する「尾張旭市バスロケーションシステム導入業務」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市バスロケーションシステム導入業務

(2) 業務内容

別紙「尾張旭市バスロケーションシステム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 運用開始日

令和7年2月3日（月）予定

4 見積限度額

6,900,000円（2か月分の保守業務費用を含む。）

※ 取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は、失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者（9に定める参加表明書類の提出時点で入札参加資格登録の受付を済ませている者であって、契約締結時点で名簿に登載される見込みのものを含む。）で、公告から契約締結日までの間、市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選考日程

選定日程は、次のとおりとする。

内容	日程
公募開始	令和6年8月 5日（月）
質問受付期間	令和6年8月 5日（月）から 令和6年8月 9日（金）まで
質問回答期日	令和6年8月16日（金）
参加表明書等提出期限	令和6年8月23日（金）
企画提案書提出期限	令和6年9月 4日（水）
審査（書類・プレゼンテーション）	令和6年9月中旬（予定）
審査結果通知	令和6年9月下旬（予定）
事前協議	別途通知
契約締結	令和6年9月下旬（予定）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式 1）
- (2) 企画提案書（様式 2）
- (3) 団体概要（様式 3）
- (4) 業務実績（様式 4）
- (5) 業務実施体制（様式 5）
- (6) 予定技術者調書（様式 6）
- (7) 質問書（様式 7）
- (8) 辞退届（様式 8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式 7）に記入し、都市整備部都市計画課に令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和 6 年 8 月 16 日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）：原本 1 部

イ 業務実績（様式 4）：原本 1 部

(2) 提出先

尾張旭市役所都市整備部都市計画課

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和6年8月23日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部

イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部

ウ 参考見積書（様式任意）：原本1部

エ 団体概要（様式3）：原本1部

オ 業務実施体制（様式5）：原本1部

カ 予定技術者調書（様式6）：原本1部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書

(7) 様式規格は、A4規格・縦（A3規格の折込可）左綴じ横書き20ページ以内（両面印刷）とし、各ページにはページ番号を記載すること。なお、A3規格を使用する場合は、A4規格2ページ相当として扱う。

(8) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

(9) 参加者が特定できるような事項（団体名、ロゴ等）を表示しないこと。

(10) 記載に当たっては、専門知識を有しない者でも理解でき、平易な表現を用いて作成すること。

イ 参考見積書

(7) 見積書の記載金額は、企画提案書を踏まえた上、バスロケーションシステム及び乗降客数データ収集システム（以下「システム」という。）導入費及び業務期間中におけるシステム保守運用費（システム利用料、システム保守委託料等）の総額を記載すること。なお、経費ごとに金額の明細を記載し、消費税等を含んだ総額金額とすること。

(8) 令和7年度から令和9年度までシステムを利用した場合の各年度のシステム保守運用費（システム利用料、システム保守委託料等）も併せて提案することとし、経費ごとに金額の明細を月単位で記載すること。なお、記載金額は、消費税等を含んだ総額金額とすること。

(㊦) システムを安定的に運用するために必要となる、バス車載装置（附属品を含む。）等の機器の更新頻度及び更新に要する概算についても参考として記載すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所都市整備部都市計画課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年9月4日（水）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 企画提案書の構成

企画提案書には、以下の事項についての提案を必ず含めること。

(1) 業務実施方針

業務の目的、内容、実施に当たっての考え方に関する提案

(2) 業務実施スケジュール

業務手順やスケジュールに関する提案

(3) システム機能

システムの基本機能に関する提案

(4) 画面デザイン・操作性

画面デザインの見やすさや操作性に関する提案

(5) 業務支援

システム導入に当たっての利用者や職員、運行事業者への支援に関する提案

(6) 障害発生時の対応

システム障害時における対応に関する提案

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

13 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、最も優れた

提案を行ったと認められる事業者を選定する。審査の結果、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

ア 書類審査

別紙審査基準表に基づき評価点を算出する。

イ プレゼンテーション審査

- (7) プレゼンテーション（20分間）及び質疑応答（10分間）の計30分間で実施し、別紙審査基準表に基づき評価点を算出する。
- (8) 実施日時及び実施場所等の詳細については、参加表明書等の提出期限後、別途参加者に通知する。
- (9) プレゼンテーションは、非公開とする。
- (10) 参加者からの出席は、3名を上限とする（説明は本業務の担当者又は責任者が望ましい。）。
- (11) プレゼンテーションに当たっては、デモンストレーション機やパワーポイント等を用いながら、企画提案書に沿って説明すること。なお、追加資料の配布等は認めないが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルやパワーポイント等の使用は可能とする。
- (12) パソコン等を用いて説明する場合は、大型モニター（55型液晶ディスプレイ×4画面・HDMI接続）、HDMIケーブル（10m）、電源は市で用意するが、パソコン等その他必要機器は参加者の持込みとする。

(2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を市ホームページに掲載し、公表する。

イ 書面にて通知する際、参加者名については、受託候補者名及び通知先の参加者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

ウ ホームページに掲載する際、参加者名については、受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見等は受け付けない。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号）等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契

約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、市と事業者が当該業務について協議を行い、決定する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が、契約の締結に拒否した場合、前記 13 の企画提案書の審査における次点者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

15 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成 12 年条例第 25 号）第 7 条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が 1 者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所都市整備部都市計画課交通施策係（長江）

住 所：〒488－8666

尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1

電 話：0561－76－8157（直通）

FAX：0561－52－3339

電子メール：tokei@city.owariasahi.lg.jp